

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

へいせい ねん がつついたち ほうりつ だれ しょう うむ わへだ
平成28年4月1日からスタートしたこの法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔
てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実
げん もくてき
現を目的としています。

せいしき ほうりつめい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
※正式な法律名は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
れいわ ねん がつ どりょくぎむ じぎょうしゃ ごうりてきはりよ ていきょう
令和3年5月には、これまで努力義務であった事業者における「合理的配慮の提供」が
ぎむか かいせい ほうりつ れいわ ねん がつついたち しこう
義務化されることになりました。改正された法律は令和6年4月1日から施行されます。

ほうりつ きんし しょう りゆう さべつ この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょう りゆう さべつ つぎ さだ
障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」として、次の2つを定めています。

1. ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い

しょう りゆう せいとう りゆう ていきょう きよひ せいげん
障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、
じょうけん つ
条件を付けたりしてはいけません。

【例】

- みせ はい くるま りゆう しょう ことわ
店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で断られた。
- なら こと きょうしつ しょう りゆう にゅうかい ことわ
スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断ら
れた。

だれ み もくてき せいとう あつかい え さべつ
※誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

2. ごうりてきはりよ ふていきょう 合理的配慮の不提供

しょう かた なん はいりよ もと いし つた ばあい
障がいのある方から、何らかの配慮を求められた（※意思が伝えられたとき）場合に
は、ふたん す はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう ごうりてき はいりよ おこな
負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行
うことが求められます。


げんご しゅわ ふく てんじ かくだい もじ ひつだん じつぶつ しめ みぶ
※言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサイ
ンによる合図、あいず しょくかく さまざま しゅだん いし つたえ つうやく
触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や
しょう かた かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだり にん しょう
障がいのある方のご家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある方のコ

コミュニケーションを支援する方のサポートによりご本人の意思が伝えられることも含まれます。

【例】

- 災害時の避難所で、聴覚障がいのある方がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
- 役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる方が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

対象機関	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体		<p>法的義務</p> <p>合理的配慮を行わなければなりません</p>
民間事業者	<p>禁止</p> <p>不当な差別的取扱いが禁止されています</p>	<p>努力義務 (※)</p> <p>合理的配慮を行うよう努めなければなりません</p>

※令和6年4月1日からは法的義務となります。

この法律の対象者は

1. 対象となる障がい者は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている方のことだけではありません。

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方（発達障がいのある方も含む）、その他の心や体の働きに障がいのある方で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

2. 対象となる事業者は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う方たちです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

そうだんまどぐち
相談窓口

平成 29 年 9 月 1 日から施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称: あいサポート条例)の規定に基づき、障がいを理由とする差別について、相談員が相談に応じるとともに、相談者への支援を行うため、県内 3 か所に「障がい者差別解消相談支援センター」を設置し、障がいを理由とする差別についてのご相談を受ける体制を整えています。

「障がい者差別解消相談支援センター」

とうぶ とっとりけんじんけんそんちやかいすいしんきょく とっとりけんちやうほんちやうしや かい
東部 鳥取県人権尊重社会推進局 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

☎ 0857-26-7677 FAX 0857-26-8138

ちやうぶ とっとりけんちやうぶ そうごう じ むしよけんみんふくしきょく
中部 鳥取県中部総合事務所県民福祉局

☎ 0858-23-3270 FAX 0858-23-3425

せいぶ とっとりけんせいぶ そうごう じ むしよけんみんふくしきょく
西部 鳥取県西部総合事務所県民福祉局

☎ 0859-31-9649 FAX 0859-31-9639

E-mail (共通) : jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※ FAX は個人情報取扱いの観点から、ご相談の申込のみの受付とします。

